

法定給付サービス自己負担金一覧(予防専門型通所サービス)
(令和6年6月1日現在)

千種区在宅サービスセンター

お客様の自己負担金(基本料金)は、介護保険制度上のサービス料金(介護報酬額)からお客様の負担割合に応じた保険からの給付額(介護給付費)を差し引いた額となります。

【基本料金】予防専門型通所サービス(月あたり)(※1)

基本区分		基本単位数 (入力)	加算後 単位数	利用料		
				1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1(週1回程度)	1月	1,798	2,060	2,200	4,400	6,600
要支援2(週1回程度)	1月	1,798	2,060	2,200	4,400	6,600
要支援2(週2回程度)	1月	3,621	4,146	4,428	8,856	13,284
事業対象者・要支援1(週1回程度)日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	59	64	69	137	205
要支援2(週1回程度)日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	59	64	69	137	205
要支援2(週2回程度)日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	119	130	139	278	417

加算区分		基本単位数 (入力)	加算後 単位数	利用料		
				1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護推進体制加算	1月	40	44	47	94	141
口腔機能向上加算Ⅱ	1月	160	175	187	374	561
サービス提供体制強化加算Ⅰ 事業対象者・要支援1(週1回程度)	1月	88	96	103	205	308
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2(週1回程度)	1月	88	96	103	205	308
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2(週2回程度)	1月	176	192	205	410	615
送迎減算	1回	47	51	55	109	164
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	請求額の9.2%					

※(1) 上記料金にはサービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援週1回88単位、週2回176単位)と介護職員等処遇改善Ⅰ(9.2%)が含まれています。

※(2) サービス提供体制加算Ⅰは介護職員の総数のうち介護福祉士国家資格者の占める割合が70%以上雇用されている事業所に加算されるもので、当会は該当事業所となっております。また、この加算はその割合が一定の基準を下回った場合は請求されなくなります。介護職員等処遇改善加算は、介護サービス従事者の処遇を改善する目的で国が創設したもので、算定基準を満たす事業者に加算されます。

※(3) 小数点以下四捨五入により、合計時に実際の金額とは若干異なることがありますのでご了承ください。